

特別用途食品の表示許可基準(令和元年9月9日付け消食表第 296 号消費者庁次長通知)に追加する経口補水液に係る表示許可基準の案

食品群別許可基準

(7) 経口補水液

規格	許容される 特別用途表示の範囲	必要的表示事項
<p>1 疾患等による水・電解質の補給を目的とする製品であること。</p> <p>2 表〇の栄養成分等の基準に適合したものであること。(粉末状等の製品にあっては、その指示どおりに調製した後の状態で1の規格基準を満たすものであれば足りる。)</p>	<p>感染性胃腸炎による下痢・嘔吐等の脱水状態に適する旨*</p>	<p>1 「経口補水液」を意味する文字</p> <p>2 医師から感染性胃腸炎による下痢・嘔吐等の脱水状態として指示された場合に限り用いる旨</p> <p>3 食事療法の素材として適するものであって、多く摂取することによって疾病が治癒するというのではない旨</p> <p>4 摂取時の使用上の注意等に関する情報</p> <p>5 医師、管理栄養士等の相談又は指導を得て使用することが適当である旨</p> <p>6 1包装当たり及び100ml当たりのナトリウム、カリウム、塩素、ブドウ糖、モル濃度(ナトリウム:ブドウ糖)比及び浸透圧</p>

※ ただし、個別に疾患名等を記載する際は、個別評価型病者用食品として申請すること。

表〇 (栄養成分等の基準)

成 分	100ml 当たりの組成
ナトリウム	92~138mg
カリウム	59~98mg
塩 素	106~230mg
ブドウ糖	1.35~2.50g
モル濃度比(ナトリウム:ブドウ糖)	1:1~1:3.5
浸透圧	200~310mOsm/L